

緊急人材確保奨励金等支給要綱（12月期）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、緊急人材確保奨励金並びに支援金及び支援加算金（以下「奨励金等」という。）の支給の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 道内在住者又は道外在住者が、人手不足が深刻な業種の道内事業所において一定期間以上雇用された場合に、道内在住者又は道外在住者及び道内事業所に奨励金等を支給することにより、対象職種の人材確保を支援する。

（支給の範囲）

第3条 本奨励金等は、予算の範囲内において、支給する。

（定義）

第4条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「道内在住者」とは、勤務初日に北海道に住所又は居所を有する者をいう。

（2）「道外在住者」とは、勤務初日に北海道以外に住所又は居所を有する者をいう。

ただし、勤務初日前1ヶ月以内に道外から道内に転居した者を含む。

（3）「一定期間以上雇用された場合」とは、道内事業所と道内在住者又は道外在住者が直接雇用した契約において、雇用期間が10日以上の場合をいう。ただし、道内在住者にあつては、所定労働時間が週20時間以上であつて、31日以上雇用の見込みがあり、離職期間（前企業の退職日から今回の勤務初日までの期間）が1ヶ月以上の者に限る。

（4）「離職期間」とは、前企業の退職日から今回の勤務初日までの期間をいう。ただし、離職前後の企業が同一の場合は、支給対象とならない。

（5）「道内事業所」とは、第12条第1号のいずれにも該当しない道内に本店（個人事業主は住所）若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であつて、道内在住者又は道外在住者を対象職種に一定期間以上雇用する者をいう。

（6）「対象職種」とは、第4回改訂厚生労働省編職業分類中、「09 建築・土木技術者等」、「12 医師、薬剤師等」、「13 保健師、助産師等」、「14 医療技術者」、「16 社会福祉の専門的職業」、「19 教育の職業」、「34 営業の職業」、「36 介護サービスの職業」、「37 保健医療サービス」、「38 生活衛生サービス」、「39 飲食物調理の職業」、「40 接客・給仕の職業」、「42 その他のサービス」、「45 その他の保安職業」、「52 金属材料製造等」、「54 製品製造・加工処理」、「60 機械整備・修理の職業」、「66 自動車運転の職業」、「69 定置・建設機械運転」、「70 建設躯体工事の職業」、「71 建設の職業」、「72 電気工事の職業」、「73 土木の職業」及び「76 清掃の職業」をいう。

第2章 奨励金（個人）

（支給対象者（個人））

第5条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する個人（以下「支給対象者（個人）」という。）に支給する。

（1）道内事業所に、令和5年12月4日から令和6年3月31日までに雇用契約を締結した上

で、対象職種に従事する者として一定期間以上雇用され、令和6年3月31日までに対象職種で3週間につき10日以上勤務した者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 公務員

イ 第12条第5号に該当する者

ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に基づく在留資格が技能実習の者

エ 就労が認められていない外国籍の者

(支給額等)

第6条 支給対象者（個人）に対して支給する奨励金の額は、10万円とする。

2 前項に定めるもののほか、10万円を超えない範囲内において、道内事業所で勤務するために交通機関で実際に居所等から就業場所までの経路間の移動に要した日々の通勤に係る費用を除く一往復分の費用（以下「移動費」という。）を奨励金として支給する。ただし、当該費用に関し、国又は地方公共団体から他の助成金等を受け、又はその申請を行っている場合並びに雇用された雇用事業者から移動費が支給される場合は、移動費に係る奨励金は支給しない。

3 支給対象者（個人）の奨励金の申請は一人につき1回限りとする。

(支給申請等の手続き)

第7条 道内事業所の対象職種に雇用された道内在住者又は道外在住者（以下「就労者」という。）は、雇用契約を結んだ後、緊急人材確保奨励金等支給申請書（様式1）（以下「支給申請書」という。）を次の各号に掲げる書類とともに、北海道に提出するものとする。

(1) 第5条を満たす支給対象者（個人）を雇用した事業所（以下「雇用事業所」という。）が作成した就業証明書兼口座振替申出書（様式2）

(2) 労働条件通知書など従事する業務の内容、就業場所、雇用契約日、週の労働時間（道内在住者を雇用した場合に限る）が分かる書類の写し

(3) 外国籍の者にあつては、国籍、在留資格、在留期間等が確認できるパスポート及び在留カードの写し

(4) 道内在住者は、離職票など離職期間（前企業の退職から勤務初日までの期間）が1ヶ月以上であることが分かる書類の写し

(5) 第6条第2項の奨励金を申請する場合は、公共交通事業者等が発行する領収証その他移動費を支払った者の氏名や交通機関の種別、利用日、利用区間、金額などが明らかとなっている書類（ただし、居所等と勤務場所間の移動費については、往路は令和5年12月4日以降かつ勤務初日前1ヶ月から勤務初日までに要した費用、復路は勤務最終日後1ヶ月までに要した費用かつ次項に定める申請期限までに支払った費用であつて、支給対象者（個人）が自ら支払った費用に限る。）

(6) 出勤簿の写しその他就業の事実が確認できる書類

(7) 振込先口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種別、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ）など口座情報の確認できる書類

(8) 公共職業安定所、求人情報誌その他求人が掲載されていた広告媒体等（雇用事業所のホームページ等を含む。）の写し

(9) 住民票の写しその他住所又は居所を証する書類

2 前項に規定する申請については、対象職種に3週間につき10日以上従事した後、次の各号

に掲げる日のうち、いずれか早い日までに提出するものとする。

(1) 勤務初日から2ヶ月以内

(2) 令和6年(2024年)5月21日

ただし、要綱決定後、申請受付を開始するまでの間に就労した場合は、申請受付の開始から2ヶ月以内に提出するものとする。

- 3 北海道は、支給申請書を審査し、支給の可否を決定し、緊急人材確保奨励金等支給決定通知書(様式3)又は緊急人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書(様式4)により、電子メール等で就労者に通知する。

(奨励金の不正受給)

第8条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を北海道から受け、又は、受けようとした就労者に対しては、当該不正に係る奨励金について不支給とする、又は支給を取り消す。

(就労者への通知)

第9条 不正受給であることが判明した場合には、道は、就労者に対して奨励金を支給しないまたは支給を取消す旨を緊急人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書(様式4)により通知する。

(返還)

第10条 北海道は、前条に基づく取消通知を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 就労者は、支給申請書の提出により、北海道の求めに応じて、雇用事業所が、勤務状況などの情報を提供することに同意するものとする。

- 2 就労者は、奨励金に関する事務のため、北海道及びその他の公的機関の実施する検査のほか、奨励金支給後に北海道が実施する調査等に協力すること。

第3章 支援金(雇用事業所)

(支給対象者(雇用事業所))

第12条 支援金は、次の各号のいずれにも該当する雇用事業所(以下「支給対象者(雇用事業所)」という。)に支給する。ただし、支給対象者(個人)の奨励金の申請と同時に支援金の申請をする場合は、同時に申請した支給対象者(個人)が支給決定された場合に限る。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織又は団体
- ⑤ 財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、宗教法人、法人格のない任意団体
- ⑥ 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所

- ⑦ 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会及び北海道商工会連合会
 - ⑧ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - ⑨ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する中小企業等協同組合及び北海道中小企業団体中央会
 - ⑩ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- (2) 労働基準法その他労働関係法令を遵守する事業所であること。
- (3) 道内在住者又は道外在住者を公共職業安定所、求人情報誌その他の広告媒体等（自社のホームページ等を含む。）で求人していること。
- (4) 第 5 条を満たす支給対象者（個人）と雇用契約を直接締結し、契約を締結した法人の事業に従事していること。
- (5) 暴力団排除に関する事項として、自己又は自事業所の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。以下同じ）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自事業所若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 前号の②から⑦までに掲げる者がその事業に実質的に関与している法人又は個人でないこと。

（支給額等）

第 13 条 支給対象者（雇用事業所）に対して支給する支援金の額は、10 万円とする。

2 支給対象者（雇用事業所）の支援金の申請は、一法人又は一人につき 1 回限りとする。

（支給申請等の手続き）

第 14 条 支給対象者（雇用事業所）は、道内在住者又は道外在住者と雇用契約を結んだ後、勤務初日から 2 ヶ月以内に支給申請書（様式 1）に必要事項を記入の上、第 7 条第 1 項第 1 号から第 2 号及び第 6 号から第 8 号に定める書類とともに北海道へ提出するものとする。ただし、要綱決定後、申請受付を開始するまでの間に雇用した場合は、申請受付の開始から 2 ヶ月以内に提出するものとする。

2 就労者が、第 7 条第 1 項の規定に基づき、支給申請書を北海道に提出するに当たり、雇用事業所は、就業証明書兼口座振替申出書（様式 2）に必要事項を記載し、就労者へ提供する。ただし、第 7 条第 1 項の規定に関わらず、雇用事業所が就労者に代わって、必要な書類を添えて支給申請書を北海道に提出することができる。

3 支給対象者（個人）が第 7 条第 3 項の規定に基づき、支給申請書を北海道に提出するに当たり、雇用事業所は、出勤簿の写しその他支給対象者（個人）が勤務した事実を確認できる書類

を支給対象者（個人）へ提供する。ただし、第7条第3項の規定に関わらず、雇用事業所が支給対象者（個人）に代わって、必要な書類を添えて申請書を北海道に提出することができる。

- 4 北海道は、支給申請書及び添付書類を審査し、支給の可否を決定し、緊急人材確保奨励金等支給決定通知書（様式3）又は緊急人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書（様式4）により雇用事業所に通知する。

（支援金の不正受給）

- 第15条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支援金の支給を北海道から受け、又は受けようとした事業所に対しては、当該不正に係る支援金について不支給とするか又は支給を取り消す。

（事業所への通知）

- 第16条 不正受給であることが判明した場合には、北海道は、事業所に対して支援金を支給しないまたは支給を取消す旨を緊急人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書（様式4）により通知する。

（返還）

- 第17条 北海道は、前条に基づく取消通知を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

- 第18条 雇用事業所は、奨励金及び支援金に関する事務のため、北海道その他公的機関及び本奨励金等の審査事務を受託した事業者が実施する検査のほか、奨励金及び支援金支給後に北海道が実施する調査等に協力すること。

第4章 支援加算金（雇用事業所）

（支給対象者（雇用事業所））

- 第19条 支援加算金は、第12条に規定する支給対象者（雇用事業所）であって、第5条に規定する支給対象者（個人）（離職期間が1年以上である者に限る。）を雇用したもの（以下「支援加算金支給対象事業所」という。）に支給する。ただし、当該支援加算金支給対象事業所に対して、支援金が支給決定された場合に限る。

（支給額等）

- 第20条 支援加算金支給対象事業所に対して支給する支援加算金の額は、10万円とする。
2 支援加算金支給対象事業所の支援加算金の申請は、一法人又は一人につき1回限りとする。

（支給申請等の手続き）

- 第21条 支援加算金支給対象事業所は、道内在住者又は道外在住者と雇用契約を結んだ後、勤務初日から2ヶ月以内に支給申請書（様式1）に必要事項を記入の上、当該道内在住者又は道外在住者の離職期間が1年以上であることが分かる書類の写し（離職票など）とともに北海道へ提出するものとする。ただし、要綱決定後、申請受付を開始するまでの間に雇用した場合は、申請受付の開始から2ヶ月以内に提出するものとする。
2 北海道は、支給申請書及び添付書類を審査し、支給の要否を決定し、緊急人材確保奨励金等

支給決定通知書（様式3）又は緊急人材確保奨励金等 不支給決定・支給決定取消通知書（様式4）により雇用事業所に通知する。

（事業所への通知）

第22条 不正受給であることが判明した場合には、北海道は、事業所に対して支援加算金を支給しない又は支給を取り消す旨を緊急人材確保奨励金等 不支給決定・支給決定取消通知書（様式4）により通知する。

（準用）

第23条 第15条、第17条及び第18条の規定は、支援加算金に関して準用する。

第5章 その他

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は令和6年1月30日から施行し、令和5年12月4日から適用する。